

福島県からのお知らせ

原子力損害賠償

個別相談のご案内

< 弁護士・不動産鑑定士 >

福島県では、福島県弁護士会及び福島県不動産鑑定士協会と連携し、弁護士及び不動産鑑定士による個別相談（対面による相談）を実施しております。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。

弁護士による法律相談

- 相談できる内容 賠償請求手続きに関する不明な点やお困りの点等について
- 相談時間 30分（午後1時30分～午後3時45分の間に実施）
- 実施日 希望日（土日祝日を除く）を伺い、調整した上で実施します。
※日程の調整には、おおむね2週間程度時間を頂きます。
- 実施会場 原則として次の中から選びください。
【福島市、郡山市、白河市、会津若松市、相馬市、南相馬市、いわき市】

不動産鑑定士による相談

- 対象者 東京電力から「宅地・建物・借地権賠償金ご請求書②」が届いている方
- 相談できる内容 宅地、建物の賠償額の見方や算定の方法、「現地評価」を選択するか迷っている等
※不動産鑑定士が、評価額を算定したり、賠償額を示したりするものではありません。
- 相談時間 30分（午後1時～午後4時30分の間に実施。）
- 実施日 希望日（土日祝日を除く）を伺い、調整した上で実施します。
※日程の調整には、おおむね2週間程度時間を頂きます。
- 実施会場 原則として次の中から選びください。
【福島市、郡山市、会津若松市、南相馬市、いわき市】

【 個別相談の事前予約受付 】

原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

024-521-8216

（受付時間 平日午前8時30分～午後5時15分）

※上記問い合わせ窓口では、**弁護士による電話法律相談**も実施しています。

【毎週水曜日（祝日を除く）午後1時～午後5時】